

平成26年4月吉日

兵庫県がん診療連携協議会

緩和ケア連携に必要な基本的事項（案）

このたび、兵庫県がん診療連携協議会では、在宅療養中のがんの患者さんやご家族が、出来る限り苦痛を少なく過ごしていただくために、医療・福祉関係者が目指すべき、「緩和ケア連携に必要な基本的事項（案）」を策定いたしました。

（情報提供）

- ① がん治療を行った病院は、緩和ケアに必要な診療情報を、地域の医療関係者等へ提供するよう努める。
- ・がん病変の存在部位、全身の骨転移、胸水などの病変を示した図など
 - ・予後の予想、今後起こりうる事など
 - ・ご本人のご希望・認識などの情報など

（相談）

- ② がん治療を行った病院は、在宅で療養する患者さんやご家族へ、治療・療養に関する困りごとなどについて、まず身近なかかりつけ医に相談するよう促す。
- ③ かかりつけ医は、がん患者さんやご家族から療養上の相談を受けた場合には、丁寧に対応するよう努める。

（技術支援）

- ④ かかりつけ医は、緩和ケアを実施中に、相談することができる緩和ケアの専門家等、他の医師からの支援体制を持つ。

（オピオイド）

- ⑤ 在宅で緩和ケアを行うかかりつけ医は、緩和ケアに必要な医療用麻薬（オピオイド）を使用できるように努める。

（入院支援）

- ⑥ 在宅での緩和ケアが困難になった場合には、患者さんが入院可能な体制がある。
- ・入院が可能な病院名と、連絡先を明らかにしておく（書式は自由）。

以上